広島市
The City of Hiroshima

地域共生社会の実現に向けた相談支援包括化推進業務
（相談支援包括化推進員）について

広島市健康福祉局地域共生社会推進課

【本日お話する内容】

- 地域共生社会の実現に向けた取組について
  （重層的支援体制整備事業について）
- 相談支援包括化推進員について
- 相談支援包括化推進員対応事例の紹介

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環
～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

◇居場所づくり
◇社会とのつながり
◇多様性を尊重し包摂する地域文化

◇生きがいづくり
◇安心感ある暮らし
◇健康づくり、介護予防
◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

◇社会経済の担い手輩出
◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環
～地域社会の持続的発展の実現～

◇就労や社会参加の場や機会の提供
◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域

農林

環境

産業

交通

……

日本社会や国民生活の変化（前提の共有）

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

○ 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

○ これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。

○ その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050）している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

○ 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下

○ 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
　血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

＜人口減による担い手の不足＞

○ 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている

○ 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

厚生労働省作成資料より引用

地域共生社会の実現に向けた国の動向と市の取組

時期	国の動向	市の取組
平成２８年度	「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定 ○　「地域共生社会」の実現が盛り込まれる	
平成３０年度	改正社会福祉法の施行① ○　「我が事・丸ごと」の地域福祉推進のため、地域住民を行政や事業者等と連携・協働して地域福祉の推進に努める主体に位置付け ○　市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ・　地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 ・　住民に身近な圏域で、分野を超えて地域生活課題に総合的に対応するための体制整備 ・　支援関係機関等が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備 ○　地域福祉計画の策定を努力義務化	広島市地域共生社会実現計画（地域福祉計画）の策定 区役所厚生部の再編、保健師地区担当制の導入 地区社会福祉協議会等への新たな支援 相談支援包括化推進員のモデル配置（中区）
令和　３年度	改正社会福祉法施行② ○　既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な支援体制の整備を行うため、「重層的支援体制整備事業」を創設【＝包括的な支援体制の具現化】	
令和　４年度		相談支援包括化推進員の配置拡大（中・安佐南区） 重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討会議の設置
令和　５年度		相談支援包括化推進員の配置拡大予定（２区→４区）
令和　６年度		相談支援包括化推進員の配置拡大予定（４区→全区） 重層的支援体制整備事業　開始予定

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法106条の4第2項）

目的

市町村において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する

包括的相談支援事業 （社会福祉法第106条の４第２項第１号）	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 （社会福祉法第106条の４第２項第２号）	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 （社会福祉法第106条の４第２項第３号）	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の４第２項第４号）	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 （社会福祉法第106条の４第２項第５号）	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/　より引用

重層的支援体制整備事業について（イメージ）

○　相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
○　なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
○　相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
○　このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
○　以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

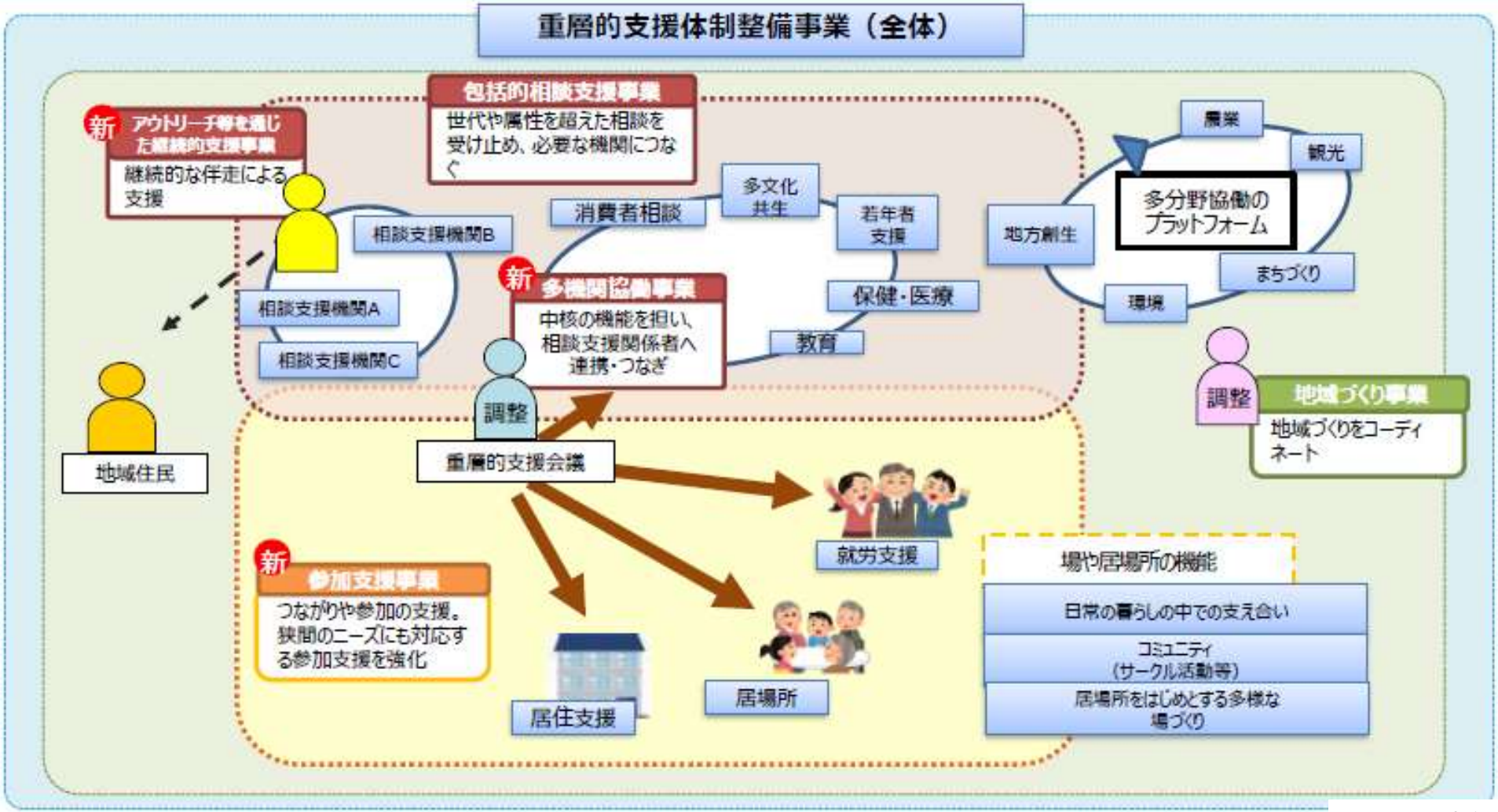

［厚生労働省資料より引用］

重層的支援体制整備事業を構成する事業と本市で実施している事業等との対応について

- 実線 は社会福祉法上規定されている事業等、 破線 は同法以外の枠組（本市独自の取組を含む）で実施している事業等
- 必要な事業は既に実施しているため、あとは下記事業以外も含め、重層を構成する事業で求められる機能を一体的に連動させる必要がある

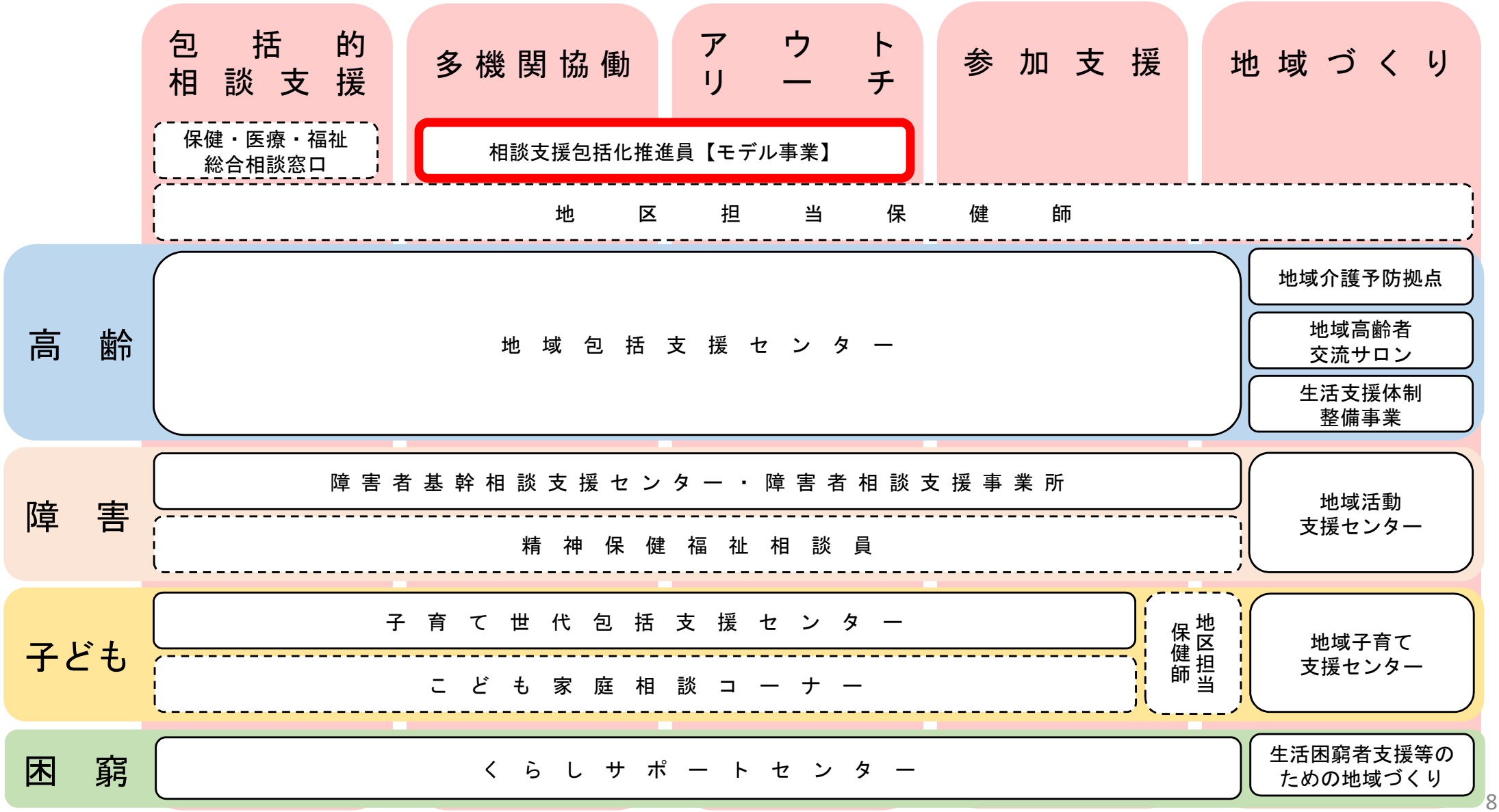

相談支援包括化推進員について

地域共生社会の実現に向けた多機関協働による課題解決の取組（相談支援包括化推進事業）

高齢、障害、子ども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い、個人・世帯単位で複雑化・複合化した課題について、相談支援包括化推進員が分野を超えた相談支援機関等相互間の連携による支援の調整（コーディネート）を行うことなどにより、多機関協働による課題解決に取り組みます。

【相談支援包括化推進員の主な業務】

○　各分野の相談支援機関からの依頼を受け、地域住民の複雑化・複合化した課題について、各関係機関の役割分担や支援の方向性などを整理した包括的な支援プランを作成します。

○　各関係機関の担当者を集めた会議（相談支援包括化推進会議）を開催します。この会議では、相談支援包括化推進員が作成した包括的な支援プランをもとに支援内容の調整・共有を行い、支援方針を決定します。

○　相談支援包括化推進会議で決定した支援プランに基づき、全体の支援状況のモニタリング（進行管理）を行います。（必要に応じて、支援内容に関する助言や再調整・見直しなども行います。）

○　既存サービスの活用が困難な課題（制度の狭間の課題も含む。）を抱える世帯や支援拒否案件など、必要に応じて、適切な関係機関等につながるまでの間、訪問等による直接的な支援（同行支援等）を行います。

相談支援包括化推進員について

本事業の支援対象

下図の相談支援機関又は区厚生部が受け止めた課題のうち、分野を超えて複雑化・複合化した課題を抱え、支援関係機関の通常の連携体制では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関等の役割分担や支援の方向性の整理が必要と考えられる事案

（例）・複数の分野にわたる課題の中に既存サービスの活用が困難な課題があり全体的な支援の方向性の整理が難しい
・分野の異なる課題を抱えた世帯の中に支援の受入れが困難な方がいることで支援が滞っている
・その他複雑な事情により複数分野の関係者が介入しているにも関わらず支援が進まない　など

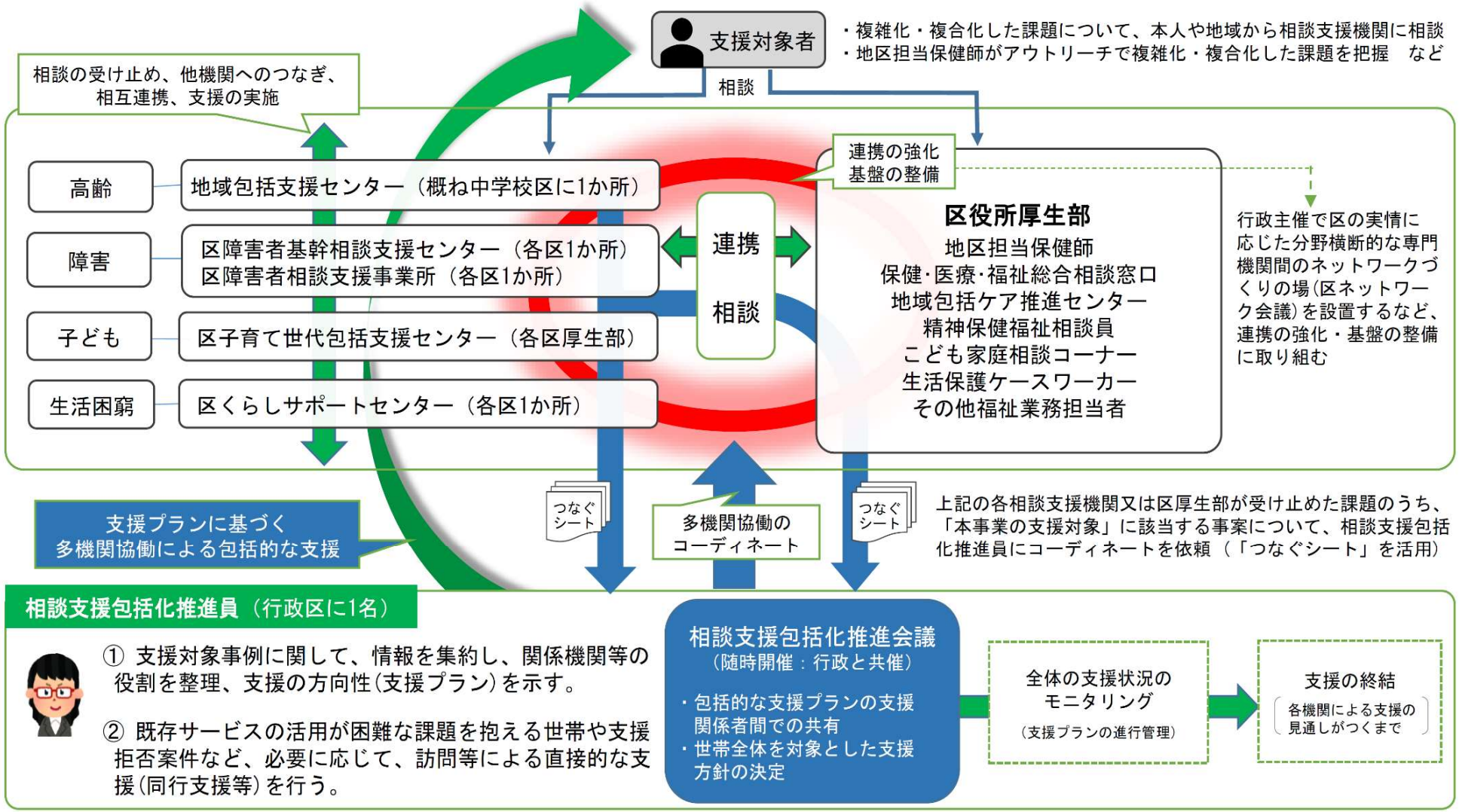

つ な ぐ シ ー ト

受付年月日	年　月　日	受付機関	受付機関名			
			受付者		電話	—　内線（　）

■ 基本情報

相談者（支援対象者）					
ふりがな		性別	□男性　□女性　□（　）	番号	1
氏名		生年月日	□大正　□昭和　□平成　□令和　年　月　日　歳		
住所	〒　—　広島市　区				
電話	自宅　（　）　—	携帯	（　）　—		
メール					

相談に来た人			
ふりがな		本人との関係	□ 家族　（本人との続柄:　）
氏名			□ その他（　）
住所	〒　—　広島市　区		
電話	自宅　（　）　—	携帯	（　）　—
メール			

■ 相談者（支援対象者）やその世帯の方（その他の支援対象者）が抱える困りごとの内容

当てはまるものについて、世帯員番号を記載してください。

	病気・けが		ホームレス		不登校		ひきこもり
	身体障害（疑い含む）		被災者		非行		孤立
	知的障害（疑い含む）		自殺企図		家庭内暴力		ニート
	精神障害（疑い含む）		依存症		家族が不仲		失業・リストラ
	外国籍		虐待		認知症		就労不安定
	刑余者		家庭での養育困難		在宅介護が困難		借金・多重債務
	経済的困窮		親の年金頼みで子が無職		住まい不安定		ゴミ屋敷
	近隣住民とのトラブル		その他（　）				

相談者（支援対象者）等が相談したいことや、配慮を希望することを具体的にご記入ください。

■ 世帯構成 世帯人数（　）名 （本人含む）

番号	氏名	かな氏名	続柄	生年月日	年齢	同居・別居	備考
2							
3							
4							
5							
6							

■ 本人の同意有無　あり（ □ 署名　□ 口頭　□ その他（　））　□ なし

○ 円滑な相談支援につなぐため、私の相談内容を必要となる関係機関（者）と情報共有し、保管・集約することに同意します。

＿＿＿＿ 年 ＿＿ 月 ＿＿ 日　本人署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊相談機関既存のインテークシート、アセスメントシート等を必ず添付して情報提供してください。
添付しない場合は、下記をご記入ください。

世帯の生活状況	
□ 別紙のとおり　□ 下記のとおり	＊家族関係図（ジェノグラム）

■ 既に支援に入っている機関（把握可能な範囲で記入）

□ 別紙のとおり　□ 下記のとおり　□ 不明

機関名	支援内容（把握できた範囲）

■ 特記事項

相談受付票　兼　対象者（世帯）チェック票

記入年月日	年　　月　　日

■基本情報

相談を受け止めた機関	□（　　）地域包括支援センター □　区障害者基幹相談支援センター □　区障害者相談支援事業所 □　区くらしサポートセンター □　区厚生部（　　課）　□　その他広島市関係部署（　　課）		
	担当者名		連絡先

支援が必要と思われる分野
□ 高齢　□ 障害　□ 子ども・子育て　□ 生活困窮 □ その他　（　　）

相談支援包括化推進員に支援のコーディネートを依頼したい内容

■チェック票

※ ①、②の<u>両方に該当する事例が相談支援包括化推進員による支援のコーディネートの対象</u>となります。

※ 対象になるかどうか不明な場合は、相談支援包括化推進員にご相談ください。

① 1つでも「はい」に☑がつけば②へ	相談者本人が属する世帯の中に分野の異なる課題を抱える者が複数人存在しますか。
	□ はい(→②へ)　□ いいえ
	相談者本人が複数の分野にわたる課題を抱えていますか。
	□ はい(→②へ)　□ いいえ
	上記以外で、相談者本人又はその属する世帯において、既存サービスの活用が困難な課題等（※）を含む複合的な課題を抱えていますか。 ※制度の狭間の課題等も含む。
	□ はい(→②へ)　□ いいえ
② 「はい」に☑がつく場合がコーディネート対象です	支援関係機関の通常の連携体制では対応が難しく、かつ、各種相談支援関係機関等の役割分担や支援の方向性の整理が必要と考えられるケースですか。 （例） ・ 既存サービスの活用が困難な課題があり全体的な支援の見通しが困難 ・ 世帯の中に支援の受入れが困難な方がいることで支援が滞っている ・ その他複雑な事情により複数分野の関係者が介入しているにも関わらず支援が進まない
	□ はい　□ いいえ

相談支援包括化推進員について

令和４年度 相談支援包括化推進員の活動実績について

１　対応件数等について

(1)　相談対応件数

	中		安佐南		計	
	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
R3年度以前からの継続対応	23	43			23	43
R4年度新規対応	36	93	12	36	48	129
計	59	136	12	36	71	172

(2)　令和4年度末時点の対応状況

	中		安佐南		計	
	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
対応終結	35	74	6	19	41	93
継続支援	24	62	6	17	30	79
計	59	136	12	36	71	172

相談支援包括化推進員について

2　支援対象者の属性等について

(1)　属性

ア　年代・性別　（人）

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	不明	計
男性	5	7	12	3	11	15	8	6	12	0	3	82
女性	3	8	9	4	17	11	5	14	11	3	5	90
計	8	15	21	7	**28**	**26**	13	20	**23**	3	8	172

イ　世帯構成等　（人）

	単身	母子・父子	高齢者と独身の子	3世代同居	その他	計
中	16	13	45	24	38	136
安佐南	5	0	10	16	5	36
計	21	13	55	40	43	172

相談支援包括化推進員について

2　支援対象者の属性等について

(1)　属性

ウ　相談内容　　※1人あたりの平均相談項目数：2.4項目

	病気・けが	知的障害	精神障害	刑余者	依存症	虐待	家庭での養育困難	家庭内暴力	在宅介護が困難
中	33	11	62	9	10	18	8	17	25
安佐南	7	5	12	0	2	0	1	0	0
計	40	16	74	9	12	18	9	17	25

	家族が不仲	認知症	孤立	借金・多重債務	経済的困難	親の年金頼みで子が無職	ひきこもり	その他	計
中	9	13	27	9	38	17	11	36	353
安佐南	2	2	1	1	15	5	5	9	67
計	11	15	28	10	53	22	16	45	420

相談支援包括化推進員について

3　関係機関との連携について

支援開始後　　※支援対象者１人あたりの平均関係機関数：4.6か所

	行政				社協		介護		
	生活保護担当	高齢福祉担当	障害福祉担当	家庭児童相談ｺｰﾅｰ	生活福祉資金貸付担当	家計相談支援担当	地域包括支援ｾﾝﾀｰ	居宅介護支援事業所	介護ｻｰﾋﾞｽ事業所
中	37	47	37	18	0	2	75	32	24
安佐南	2	0	2	5	5	9	9	3	2
計	39	47	39	23	5	11	84	35	26

	障害		子ども		医療機関	地域	警察	その他※	計
	障害相談支援事業所	障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所	児童相談所	学校・教育機関	医療機関	民生委員・児童委員			
中	32	20	23	28	67	39	29	215	725
安佐南	7	3	2	2	4	2	0	16	73
計	39	23	25	30	71	41	29	231	798

※その他：行政機関（介護保険担当、子ども・子育て担当、精神保健福祉センター等）、保育園、法テラス、成年後見支援センター、近隣住民等

相談支援包括化推進員について

- 利用者さんのことだけではなく、そのご家族のことで心配なことがある（例：8050問題、ダブルケア）
- 利用者さんのことで、介護サービスの利用だけでは解決できない課題がある（例：精神疾患をお持ちの利用者さんと近隣の方やサービス事業所との対応について）
- 利用者さんのことで、他分野（障害、生活困窮等）と連携して対応したいが、連携先がわからない・見つからない
- 課題を抱えた利用者さんに介護サービスの利用等を提案したいが、利用者さん本人や家族が支援を拒否している

まずは、地域包括支援センターや区役所厚生部にご相談ください！

通常の連携体制では対応が難しい場合には、相談支援包括化推進員も多機関協働による課題解決を支援します！

相談支援包括化推進員は、各関係機関の役割分担の整理や支援の方向性の検討を支援します。
制度の狭間にあたるような課題や支援拒否がある場合などは、アウトリーチ（同行支援）も行います。

課題をたちどころに解決することは難しいかもしれませんが、からまった糸（課題）をほぐしたり、
新たな視点からの支援を検討したりすることで、世帯の課題解決の糸口をみなさまと一緒に探します。

お気軽にご相談ください。